

申込手続きの流れ

1. 受付

旭区社会福祉協議会にて受付（月～金曜日）

- ◆受付期間 : 平成29年4月17日（月）～5月15日（月）
- ◆受付時間 : 午前9:15～11:45
午後1:00～4:30

《新規立上げ事業区分申込》※事前にご予約ください

- ◆受付期間 : 平成29年4月17日（月）～12月20日（水）
- ◆受付時間 : 午前9:15～11:45
午後1:00～4:30

※申請は郵送・メールでの受付は行っておりません。
※必ず下記受付期間内に窓口へお持ちください。

2. 審査

委員会を開催し、各申込団体について審査します。

3. 決定通知

助成の可否については、事務局（旭区社会福祉協議会）から各団体あてに6月中旬を目途に通知します。

以下、助成決定団体の流れ

4. 請求書の返送

通知に同封されている「請求書」に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）を同封し、6月末～7月上旬までに事務局に、提出してください。

5. 助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。
※事務局からは、振込完了の通知は行いません。請求書返送後、約1ヶ月を目処に各団体で入金確認を行ってください。

6. 活動実施

助成を受けた活動は予定どおり実施してください。
やむを得ぬ事情により、内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

7. 活動報告

事業年度終了後約1ヶ月（平成30年4月30日（月））までに、完了報告書と領収書の写しを提出してください。
※完了報告書は、決定通知と一緒に配布します。年度途中での提出はできません。

平成29年度 あさひ ふれあい助成金 解 説

あさひふれあい助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施します。

1. 助成対象団体

- ① 原則として横浜市に活動拠点を置き、横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体ならびに特定非営利活動法人（一般・認定・指定含む）もしくは、一般・公益社団法人を対象とする。（ただし一般・公益社団法人については作業所・グループホーム等を運営している法人に限る）
 - ② 原則として横浜市に活動拠点を置き横浜市の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び家族団体ならびに特定非営利活動法人（一般・認定・指定含む）もしくは、一般・公益社団法人を対象とする。（ただし一般・公益社団法人については作業所・グループホーム等を運営している法人に限る）
- ◆ 代表者宅、団体事務所が市外であっても、事業の対象地域が市内であれば対象となります。
 - ◆ 単一家族で構成される団体は対象外とします。
 - ◆ 法人は、特定非営利活動法人（一般・認定・指定）もしくは一般・公益社団法人（作業所・グループホームを運営している団体に限る）を対象とし、社会福祉法人は対象になりません。
 - ◆ 代表者もしくは連絡担当者は会計担当者と重複しないこと。（円滑な団体運営を行っていく上では、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため）
 - ◆ 代表者・連絡担当者・会計責任者は必ず団体のメンバーでなければなりません。

2. 助成対象事業

- ① 複数の横浜市民を対象とする、市内で行う事業
※障害当事者が行う宿泊事業については、市外も対象とします。また日帰りハイク事業については、市外のみを対象とします。
- ② 非営利な事業
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- ④ 政治上の主義を推進することを目的としない事業
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業であること
※公的サービス事業とは
 - ・ 介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者総合支援法に基づくサービス
 - ・ 一般行政サービス（自立支援ホームヘルプ事業、高齢者・障害者食事サービス事業等）
 - ・ 横浜市からの補助・委託事業（横浜市市民活動推進基金「よこはま夢ファンド」、ヨコハマ市民まち普請事業）
 - ・ 横浜市の事業として協定を結んだ事業（元気づくりステーション事業等）
 - ・ 区づくり推進事業等
 - ・ 市地域福祉保健計画、区地域福祉保健計画に関する補助・委託事業等

※公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合も対象とはなりません。

- ⑥ 横浜市社会福祉協議会からの補助・委託（在宅障害児者家庭援護事業 障害者福祉団体活動支援事業等）を受けていない事業
- ⑦ 横浜市社会福祉協議会 善意銀行の配分を受けていない事業
- ⑧ 横浜市社会福祉協議会 福祉バスを利用しない事業
- ⑨ 送迎活動を行う団体については、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供していること
- ⑩ 安定した団体運営と事業の継続性の観点から収入合計から前年度繰越金・積立金を除いた額の **20%** を超える自主財源を確保していること

※自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、よこはま ふれあい助成金以外から財源のことをいいます。

自主財源率の計算式

$$(\text{自主財源}) \div (\text{収入合計} - \text{前年度繰越金} \cdot \text{積立金}) \times 100 = \text{自主財源率} (\underline{20\%} \text{以上あること})$$

- ◆ 申請事業以外の事業についての会議、役員会、打合せ会、特定の目的のために資金を集める事業（バザーやチャリティーコンサート、募金など）は対象外とします。
- ◆ 親子サークルや老人クラブ、趣味のサークル等が行う「主に自助を目的とする事業（自主事業）」は対象外とします。（ただし、障害当事者の自主事業は対象とします。）
 - ※自助を目的とする事業（自主事業）とは、当事者のみで行われている団体活動（支援する第三者が主体となっていない事業）のことをいいます。
- ◆ サロン事業とは、開催する場所が占有できる場所であることとします。
- ◆ 健康づくり・介護予防事業については、以下の条件を満たす場合にのみ、助成対象とします。
 - ・参加者募集チラシを作成し、掲示している等が確認でき、積極的に参加者を募集していること
 - ・毎回の参加者数が運営者数（運営者をメンバー内で輪番制にしている場合は不可）よりも多い実績があること
 - ・横浜市の事業として協定を結んでいる事業（元気づくりステーション事業等）ではないこと
 - ・継続した活動であること
 - ・研修会への参加等、活動を達成するための取組や、ネットワークを広げる活動、地域との交流連携を行っていること
 - ・月4回以上で、1回あたり65歳以上の参加者が10名以上であること

3. 助成区分

助成区分一覧のとおり、A～Dの4区分に分かれます。

4. 助成の制限

- ① 申込は原則として1団体1事業とします。ただし、1つの団体で別々の事業の場合は、横浜市社会福祉協議会受付分（地域福祉保健計画区分）のよこはまふれあい助成金との重複を可とします。

- ② 申込書の繰越金が収入合計の25%（小数点第一位を切り上げ）を超えるものは申込できません。

前年度繰越金の割合の計算式

（前年度繰越金）÷（収入合計）×100 = 前年度繰越金の割合（25%以内であること）

- ③ 以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込は不可とします。
- ・ 利用対象者及び、活動者が概ね半数以上重複すること。
 - ・ 振込先が同一であること
 - ・ 同一の区分において、主たる役職者（代表者等）が同一の団体に属している場合（地区社協・障害者団体連合会等の地域あるいは分野の連合組織は除く）
- ④ 前年度からの継続申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込ができません。※ただし、B-③、B-④、C区分を除く
- ⑤ 今年度新規申込団体のうち、次の助成区分に申し込む団体は、平成29年1月、2月、3月の活動実績が必要となります。ただし、サービス利用者数、障害当事者数に関する条件については、助成区分一覧と同一です。それ以外の助成区分については、活動実績は必要ありません。

助成区分	助成条件
A-①・B-①	毎月実施し、合計9回以上
A-②※・A-③・B-②	毎月実施し、※合計5回以上、合計3回以上
A-④	事業を実施していること

- ⑥ 新規立上げ事業区分の申込団体は、申込段階で活動実績は不要ですが、申請年度内に3ヶ月分以上の活動実施が必要です。
- ⑦ 助成額については、申込多数の場合、減額調整することがあります。
- ⑧ 必要に応じて、会員名簿や会計報告などの提出を求めることがあります。
- ⑨ 会費制の団体の場合、利用料について会員と非会員の差が1.5倍を超える場合は、申し込みは不可とします。

5. 対象経費

助成対象経費は「科目の説明（てびき22ページ）」のとおりです。

6. 助成条件・助成限度額・助成件数・助成年限

助成区分一覧（てびき1ページ）のとおりです。

7. 申込

※郵送・メールによる申込はできません。お手数ですが直接窓口で申し込んでください。
新規立ち上げ区分の申込みの場合は、事前にご連絡ください。

【申込期間】平成29年4月17日（月）～5月15日（月）

【新規立上げ区分申込期間】平成29年4月17日（月）～12月20日（水）

- ① 申込は旭区社会福祉協議会となります。
- ② 申込先は原則として主に活動を行っている区もしくは、区社協会員となっている区に申し込みとなります。ただし、活動場所が複数ある場合は事務所がある区、B区分の宿泊事業およびハイク事業に関しては代表者の在住区でも構いません。
- ③ 申込書を書き損じた場合は、用紙を複写したものでご提出いただいても構いません。申込書は、旭区社協ホームページ (<http://www.palletasahi.jp/>) よりダウンロードできます。ただし、申込書はA3両面印刷、共通シートはA4両面印刷と書式を整えてご提出ください。
- ④ 助成額の少ない区分から多い区分へ変更する場合は、前年度活動実績が、助成額の多い区分の助成条件を満たしていなくても申込できます。
- ⑤ 前年度活動実績が、助成条件を満たしていない場合、前年度助成区分より助成額の少ない区分の助成条件を満たせば申込できます。
- ⑥ B区分へ申請する場合、構成メンバーを確認するため会員名簿（当事者とボランティア）を添付してください。
- ⑦ C区分の施設ボランティアは、活動回数、内容のわかる書類を添付してください。
- ⑧ 助成額は委員会を経て決定します。結果については文書にて通知します。
- ⑨ 訂正する場合は、修正液は不可です。二重線・印鑑での訂正となりますので印鑑をご持参ください。
- ⑩ 法人が申請する場合には、申請年度の法人全体の予算書及び前年度決算書を提出してください。申請時に確定していない場合は、確定後すみやかに提出してください。

8. 報告

- ① 助成を受けた団体は、報告書を年度終了後約1ヶ月（平成30年4月末）までに申し込みをした社会福祉協議会に助成対象経費の領収書コピーとあわせてご提出ください。報告書の内容は横浜市社協と旭区社協で共有させていただきます。
- ② 完了報告書様式（様式4）は、決定通知と一緒に配布します。年度途中での報告書の提出はできません。
- ③ 申請事業の助成対象経費に係る領収書の（写）を、所定の書式に整理し報告書に必ず添付してください。また、領収書は各団体で年度終了後、5年間は保管しておいてください。
- ④ 事務局が事業実施状況の確認を求めた際には応じていただきます。

9. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還させていただきます。

- ① 助成条件をはじめ各要件を充たしていない場合
- ② 虚偽の申込により助成を受けた場合
- ③ 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ④ その他助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合

10. 個人情報の取り扱い

- ① ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、横浜市市民協働条例と社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会の保有する情報公開に関する規程に準じて、情報の公開をいたします。
- ② 事務局から各団体への連絡（助成決定の可否・その他連絡）は、原則として、団体共通シートに記載してある連絡担当者（代表者と同一の場合も含む）へ行います。助成決定以降、担当者等が変更される場合には、必ず事務局まで文書にてご連絡ください。

11. 助成財源

本助成金は、①横浜市社協基金（よこはまあいあい基金，障害者年記念基金）②横浜市社協善意銀行 ③旭区社協（共同募金・年末たすけあい募金・善意銀行）を財源としております。

※よこはまあいあい基金・障害者年記念基金は寄付金・横浜市補助金を原資として構成されています。

12. その他

あさひふれあい助成金には、赤い羽根の共同募金の配分金が含まれています。お住まいの地域で身近な福祉活動を支える大きな財源になっていることを、区民のみなさまに知っていただくために、あさひふれあい助成金の交付を受けた団体には、以下のことをお願いします。

①共同募金の活動時期（10月～12月）には、赤い羽根をつけるなど、参加者や活動者の皆様に共同募金の配分金を受けていることを周知してください。

②旭区社協では、毎年10月に実施されている街頭募金に協力しています。ぜひ街頭募金にご協力ください。団体共通シートのなかで意思表示をお願いします。

③活動のなかで以下の方法を参考にPRしてください。

ア) 活動チラシに明記する。

文言例：「本事業は、財源の一部に共同募金を充当しています」

「本事業は、あさひふれあい助成金を受けて実施しています」

※てびきのイラストカット集（てびき24ページ）もご活用ください。

イ) 参加・利用者に対して、事業開始のあいさつ等で財源について伝える。

ウ) 活動時に、会場に大きく明記したものを掲示する。

助成金申込書のダウンロードは、このアドレスから！

★旭区社協 ホームページ (<http://www.palletasahi.jp/>)

平成29年3月25日（土） 午後1時以降に公開されます。